

# 日本の湿地の概観

育する希少なトンボの生息地やウミガメの産卵地として重要な役割を果たしているものもある。

## 汽水湖：

日本の海岸線には、海が後退してできた海跡湖が多く存在し、その多くは湖口が海とつながる汽水湖である。河川の最下部にあって有機物(栄養塩類)が流入し、水深が浅く、海水と淡水が入り混じる複雑な生態系をもつ汽水域は一般に生物生産性が高く、海洋生物資源のゆりかごととして、また沿岸漁場として人間にとっても重要な役割を担っている。

## 藻場：

沿岸域の海底でアマモなどの海草や、ホンダワラ、コンブ、ワカメなどの海藻が群落を形成している場所を藻場という。藻場は、酸素の供給、水質浄化、海底の安定化などの機能をもち、また魚類やウミガメなどの餌となり、産卵・生育場所や隠れ場を提供するなど、沿岸域の生物にとって重要な存在である。日本人も昔から漁場として利用し恩恵を受けてきた。

第4回自然環境保全基礎調査の海域生物環境調査藻場調査(1994年)によれば、日本の水深20m以内の沿岸部には1ヘクタール以上の規模の藻場が合計で20万ヘクタールあり、1978年の調査にくらべて6400ヘクタールの藻場が埋め立てや磯焼けなどで消失していた。この傾向は近年も続いており、保全の重要性は増すばかりである。また、2011年の東日本大震災の津波により、湾奥部に生育するアマモの被害も多数報告されている。ただし、東北地方太平洋沿岸域生態系監視調査の結果によれば、松島湾などの一部では群落が回復しつつあるということが報告されている。

## 干潟：

海辺調査(1998年)によれば、干出域の幅が100m以上で面積が1ヘクタール以上の干潟が49380ヘクタール確認された。

干出と水没をくりかえす干潟は、河川と海の両方から栄養物質が堆積するため多くの微生物や底生生物が繁殖し、これらによる水質浄化能力も注目されている。また、

シギ・チドリ類の採餌や休息地としても欠かすことができない。しかし平坦部の少ない日本では、干潟はさまざまな開発事業の対象とされやすく、1978年以降の20年間に約6000ヘクタールが消失し、いまま各地で干潟の開発が進んでいる。

## マングローブ林：

海辺調査(1998年)によれば、日本全国には約2670ヘクタールのマングローブ林があり、その95%以上を沖縄県が占める。小規模なものが多いが、なかには100ヘクタールを超えるものも存在する。なお、世界に100種あまりあるマングローブ植物のうち、日本に生育するのは4科7種である。

## サンゴ礁：

海辺調査(1998年)によれば、日本の造礁サンゴの総面積は約35350ヘクタールで、その多くは鹿児島県のトカラ列島以南の南西諸島に分布し、特に造礁サンゴの種の多様性では世界屈指である。

## 日本のラムサール条約湿地

日本は1980年にラムサール条約に加入し、釧路湿原を国内最初のラムサール条約湿地に登録した。1993年には第5回締約国会議が釧路市で開催され、国内及びアジア地域において湿地への関心が高まり、ラムサール条約の意義が広く知られるきっかけとなった。

日本は締約国会議の開催と時期を合わせる形で国内の湿地の追加登録を進めてきた。2018年10月にアラブ首長国連邦で開催された第13回締約国会議と合わせて、宮城県の志津川湾及び東京都の葛西海浜公園の2か所を登録したことにより、日本の条約湿地の数は合計52か所となった。ラムサール条約は決議Ⅷ.13付属書1で、湿地のタイプを42に分類している。わが国の条約湿地は、水鳥の生息地として重要な湿地を主体としつつ、湿原、湖沼、水田、藻場、干潟、マングローブ林、サンゴ礁、地下水系までさまざまなタイプの湿地を含んでおり、日本の湿地生態系の多様性を反映している。

ラムサール条約は、決議Ⅷ.13付属書2ほかで、国際的に重要な湿地の登録基準

を定めている(資料参照)。なお、わが国では、ラムサール条約湿地の候補地の選定にあたり、①条約の定める国際的に重要な湿地の基準を満たしていること、②国の法律(自然公園法、鳥獣保護管理法など)により、将来にわたって自然環境の保全が図られること、③地元住民などの登録への賛意が得られること、を条件としている。

## 湿地の保全と賢明な利用

ラムサール条約はその対象になる湿地を広く定義し、そうした湿地の保全とともに、賢明な利用(ワイズユース)も目的としている。湿地の賢明な利用とは、湿地生態系を維持しつつ、そこから得られる恵みを持続的に活用することである。

古来より人間が自然を制すのではなく、人と自然が共生する文化を育んできたわが国においては、「賢明な利用」が歴史的に行われてきた事例は数多い。湿地の維持管理活動でもある稲作や、湖沼の富栄養化を防ぐことにもなるヨシやハスなどの刈り取りと活用、猟や漁を行うための地域のルールなど、湿地に関連する各地域の文化や伝統的な営みをあらためて見直すことが、それぞれの地域における「賢明な利用」の推進にとって重要であることが多い。

## 湿地保全政策：

日本の湿地保全政策は、「生物多様性国家戦略2012-2020」の中で明らかにされている。社会的な合意形成を図りながら湿地の特性を維持していくため、モニタリングを通じた生態系変化・保全状況の把握、保護地域の拡大、自然再生事業の実施、湿地間ネットワークの構築など、さまざまな手法を用い、流域や沿岸域を含めた広域的視点からの湿地の保全と賢明な利用を進めることが述べられている。

## 自然環境保全に関する法律：

日本の自然環境保全及び野生生物保護に関する法律には、環境基本法、生物多様性基本法、自然環境保全法、自然公園法、文化財保護法、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律、自然再生推進法、特定外来